

平成
30年9月1日から

保険証が更新されます

更新の方法

新しいオレンジ色の保険証は、8月中に支部の窓口でお渡しまたは支部から郵送でお届けします。

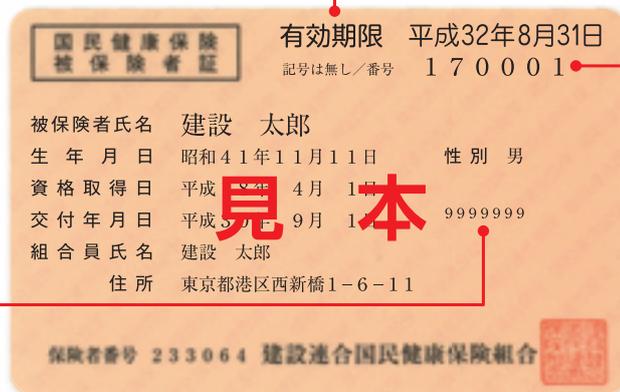
手続きの期間は、平成30年8月1日(水)～8月31日(金)です。

新しい保険証が届いたら

有効期限は平成32年8月31日です。ただし、有効期限内に75歳になる方は、個々に期限が設けられています(75歳の誕生日まで)。組合員が75歳になると、ご家族の有効期限も組合員の75歳の誕生日までとなります。

黄色から
オレンジ色へ

保険証の管理番号
です。被保険者の
方が使用すること
はありません。



あなたの世帯の
被保険者証記号
番号です。
組合にお問い合わせ
の際は、この
番号をお知らせ
ください。

- 交付された保険証の記載事項に誤りがないか、ご確認をお願いします。
- 住所・氏名・生年月日が間違っていたり、被保険者に異動(別の保険に入った、転出した、家族が増えたなど)があったときは、必ず組合までご連絡ください。
- 診療等がすんだら、必ず手元に保管しましょう。
- 組合を脱退されるときは、有効期限前であっても資格がなくなりますので保険証は使えません。保険証は必ず返却してください。組合を脱退後に保険証を使用したときは、医療費の全額を返していただきます。

9月1日からは新しい保険証をご使用ください。

今までの保険証は(黄色)

現在お持ちの保険証は8月31日までご使用になれます。

有効期限までは絶対に破棄しないでください。

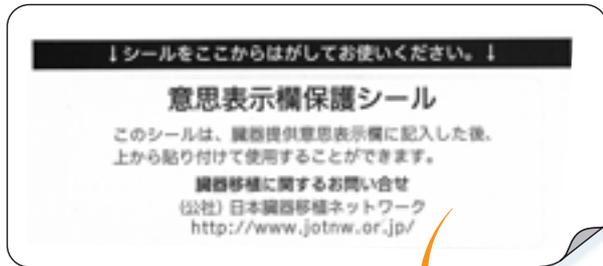
9月1日以降に、ハサミ等で細かく裁断するなどして確実に処分してください。



臓器提供意思表示欄があります(裏面)

記入は、被保険者ご本人の判断によるものであり、強制ではありません。
ご記入された場合は、同封の「意思表示保護シール」をご活用ください。

見本



注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

連絡先：建設連合国民健康保険組合 03-3504-1241

◎ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

(特記欄)
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

70～74歳の方が医療を受けるとき

これまでどおり、保険証と高齢受給者証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。

Q&A

保険証の更新とは？

当国保組合では、2年に1度保険証の一斉切り替えを行っています。

元号が平成31年5月から変わるようですが？

元号が変わった後の保険証の取り扱いについては、国の方針が明らかになりしだい別途お知らせします。保険証はそのまま使うことができますので、ご安心ください。

保険料は期日までに

保険料は国などの補助金と合わせて、病気やけが(労災事故を除く)をしたときの医療費をはじめ、給付金の支払いなどに当てられる大切な財源です。

保険料は、必ず決められた期日までに所属支部の窓口で納めてください。なお、保険料を正当な理由がないのに滞納すると組合規約により除名処分を受けます。

みなさまの保険料が建設連合国保を支えています。